

議案第6号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p><u>5 この条例において「特定個人番号利用事務」とは、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>6 この条例において「利用特定個人情報」とは、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の執行機関欄に掲げる執行機関が行う同表の事務欄に定める事務、別表第2の執行機関欄に掲げる執行機関が行う同表の事務欄に掲げる事務及び市長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の執行機関欄に掲げる執行機関が行う同表の事務欄に定める事務、別表第2の執行機関欄に掲げる執行機関が行う同表の事務欄に掲げる事務及び市長が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。</p>

報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定により特定個人情報又は利用特定個人情報を利用することができる場合において、本市の他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第3条関係）

項番号	執行機関	事務
1	市長	大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務（法別表の27の項、51の項及び92の項に掲げる事務を除く。）であって市規則で定めるもの
[略]		

別表第2（第3条関係）

項番号	執行機関	事務	特定個人情報
[略]			

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、本市の他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第3条関係）

項番号	執行機関	事務
1	市長	大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務（法別表第1の27の項、51の項及び92の項に掲げる事務を除く。）であって市規則で定めるもの
[同左]		

別表第2（第3条関係）

項番号	執行機関	事務	特定個人情報
[同左]			

20の3	市長	大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務 (法別表の27の項、51の項及び92の項に掲げる事務を除く。)であって市規則で定めるもの	[略]	20の3	市長	大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務 (法別表第 <u>1</u> の27の項、51の項及び92の項に掲げる事務を除く。)であって市規則で定めるもの	[同左]
[略]				[同左]			
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。							

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。